

有毒植物に注意しましょう！

毎年、山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取し、食べたことによる食中毒が発生しています。

有毒植物による食中毒で、**死者も発生**しています。

食用と確実に判断できない植物は、



採らない！ 食べない！ 売らない！ 人にあげない！

- 家庭菜園や畑などで、食用植物と同じ場所で食用動物と間違えやすい有毒植物を栽培することは誤植の原因になりやすいので危険です。
- 山菜に混じって有毒植物が生えていることがあります。山菜狩りなどをするときには、一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。

食用と間違えやすい有毒植物	間違えやすい植物
スイセン、スノーフレーク	ニラ、ノビル、タマネギ
バイケイソウ	ウルイ、ギョウジャニンニク
イヌサフラン	(葉) ギョウジャニンニク、ギボウシ (球根) ジャガイモ、タマネギ
クワズイモ	サトイモ

参考：厚生労働省ホームページ「有毒植物による食中毒に注意しましょう」

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yuudoku/index.html

【問い合わせ先】県民くらしの安全課 食の安全安心担当 電話 019-629-5385

新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策

新型コロナ緊急支援事業(岩手県生活衛生営業指導センター)

岩手県指導センターでは、様々な専門機関と連携し、生衛業者からの幅広い相談にワンストップで対応できる特別相談窓口の開設や地域相談会等を開催しています。

- ① 特別相談：専門家の派遣による経営改善指導等
専門家派遣を希望される方は、「専門家派遣申込書」を指導センターに提出してください。
→相談内容を確認し、専門家と派遣日程を調整したうえで、訪問日時をご連絡いたします。
※専門家派遣にかかる費用は、指導センターが負担します。(1事業者2回まで可)

- ② 個別相談
個別相談を希望される方は、「個別相談申込書」を提出してください。相談料は無料です。

詳しくは指導センターホームページをご覧ください。↓
<https://www.seiei.or.jp/iwate/index.html>

専門家一覧

氏名	区分	所属・役職
吉田 瑞彦	弁護士	盛岡中央法律事務所代表
小山田 泰彦	司法書士	小山田泰彦司法書士事務所代表
工藤 健人	中小企業診断士	工藤健人中小企業診断士事務所代表
高橋 晃	国「中小企業 119」登録専門家	国 経営革新等支援機関/ 元岩手県生活衛生営業指導センター経営指導員
丹代 一志	税理士	昆税理士法人代表社員 所長
千葉 英男	IT コーディネーター	有限会社ライフアシスタンスカンパニー代表取締役
橋場 泉	IT コーディネーター	有限会社アイエスサプライ代表取締役
三井 康平	IT コーディネーター	株式会社サステナ代表取締役
工藤 晴香	人材育成スマイルトレーナー	h.k smile office 代表
中村 美緒	Photographer	ナカムラ写真館 Photographer
崎山 美智穂	社会保険労務士	大船渡社会保険労務士事務所代表
星野 麻記	社会保険労務士	ほしの社会保険労務士事務所代表
赤沼 柳子	元岩手県職員 (保健所勤務)	元岩手県生活衛生営業指導センター経営指導員 岩手県食品衛生監視員 OB 会会員
志田 繡隆	地域デジタル相談員	経営特別相談員

〇問い合わせ先

公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター

TEL:019-624-6642

(盛岡市志家町3番13号)

5月は「自転車の安全利用推進期間」です！

令和5年度 自転車の安全利用推進期間

令和5年5月1日(月)～5月31日(水)

「自転車に乗るなら必ず ヘルメット」

自転車も まわりをよく見て安全運転



推進重点

- ①自転車の交通ルールの遵守
- ②歩行者等に配慮した安全利用と全ての自転車利用者によるヘルメット着用の推進
- ③飲酒運転、二人乗り、並進、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止

令和4年度岩手県交通安全対策センター 小中学校学年の絵（最優秀賞） 北上市立第三小学校4年（入賞者） 大宮 日菜津さんの作品



岩手県交通安全対策協議会

◆期間 5月1日(月)～5月31日(水)

◆推進期間の趣旨

自転車利用者の安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践、適切な点検整備とヘルメットの着用、加入済みの保険内容の確認と点検整備に付帯したTSマーク等の損害賠償責任保険への加入・更新の促進により、自転車の安全利用の推進を図ります。

「自転車は車両である」ことを自覚し、左側の通行・整備不良車運転の禁止など交通ルールの遵守と交通マナーの実践を！

※ 令和5年4月1日 『自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』が施行されました。

【問い合わせ先】 消防安全課

県民安全担当（電話：019-629-5266）

5月は消費者月間

統一テーマ デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者のくらし～

消費者110番を開催します

消費者月間の一環として、消費生活に関するトラブルの相談に

無料で**弁護士**や**消費生活相談員等**が応じます。

多重債務、悪質商法、商品やサービスの契約など消費生活のトラブルで
お困りの消費者の解決のお手伝いをします。

お気軽にご相談ください！



日 時 令和5年5月30日（火）10時～17時

場 所 岩手県立県民生活センター 大ホール
(詳しい場所は下記案内図をご参照ください。)

相談方法

【面接】直接会場までお越しください。(最終受付16時30分)

【電話】次の臨時専用ダイヤルにおかけください。

臨時専用ダイヤル **019-653-2501** (当日限り)

主催

岩手県消費者行政推進ネットワーク
(事務局 岩手県立県民生活センター)

関係団体

岩手弁護士会
盛岡市消費生活センター
消費者信用生活協同組合 ほか

MAP

バス

- ① 大通三丁目
- ② 商工中金前
- ③ 啄木新婚の家口



【問い合わせ先】

岩手県立県民生活センター

盛岡市中央通3-10-2

TEL 019-624-2209

(相談専用電話)